昭和44年8月26日第三種郵便物認可　平成5年8月10日発行　毎月1回10日発行　第291号

# 青年 The Seinen

8
1993

## 特集 自治体活用学（じちたいかつようがく）

青年 The Seinen 8 1993
表紙／阿部素子 レイアウト／相川明 ROH INC

Contents

## 【特集】
## 自治体活用学（じちたいかつようがく）

**ホップ・ステップ・ジャンプ、あなたの夢は三段跳で叶う**／池上洋通――2

**役所利用のQ&A**　Q公民館の使用時間を延長させるには―5　Q議会でどんな話がされているの―5　Q二人暮しの母が寝たきりに―6　Qメンツで否決した条例制定の請求―7　Qアキ缶や古紙を集めてみたけれど―7　Q「内容がまずい配るな」と機関紙にクレーム―8　Qスナックや喫茶店をつくりたい―8

**行政マンから一言**　わたしたちを鍛えるのも住民の権利です／土屋政紀――12

ルポ　**環境基本条例、市民オンブズマン、有害図書規制etc・国をリードする川崎市の条例**――9

**役所のしごと　ゆりかごから墓場まで**／中西啓之――26

**こんな条例もある**　板倉町議会議員及び町長等の倫理に関する条例―14　美しい星空を守る美星町光害防止条例―14　西条市河川の清流を守る条例―15　恩納村環境条例―15　丸山地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例―15　福祉のまちづくり条例―15　掛川市生涯学習まちづくり土地条例―15　津久井町住環境整備条例―16　上之保村「かみのほ悠久の森」条例―16　いわき市水道水源保護条例―16　小林市蛍保護条例―16　大塔村若者定住促進条例―16　合併処理浄化槽の普及に関する条例―25　南島町における原子力発電所設置についての住民投票に関する条例―25　匹見町町民の森条例―25　立花町の環境をよくする条例―25

## 〔あんてなくりっぷ〕

佐藤眞生の自然人のススメ――17　理由あってグルメ　秋谷銀四郎――18
BOOKS――20　MUSIC――21　黒田江衣子の星占い――24
日青協からメッセージ――22　日本全国何でも情報――23　東西味くらべ　深川めしVS鯛御飯――19

**検証！盆踊り**　久田邦明――34

**エッセイ／普段着のままで**　高橋忠史――30　連珠――31
はい！こちらトラブルバスターズ――38
VOICE・大津市企画調整課企画係長・寺田智次さん――39
青年問題研究所だより――32
青年団人物列伝／田澤精神の伝導者たち　横山正一――33
**青年海外協力隊員からの手紙／マラウイ・佐々木澄子**――40

せばしっかりと伝わるというわけだ。オンブズマンの権威は高く、市長も一目も二目も置き、政策に反映させているという。この制度はいくつかの自治体で試みられてはいるものの、第3者的な中立をどう保つのか、現行の法制度のもとではかなり難しいため、条例化している自治体はきわめて珍しい。

「あそこ（の自治体）は革新だから…」という言い方をよくするが、職員に聞いて見ると、「保守か革新かという議論はあまり意味がない」。それよりも「革新である市長の下で何かやってくれるのではないかという住民の期待に気が引き締まる」という。また「いいことは全国に先がけてやろう」という気概を職員一人ひとりがもっているのだとも語ってくれた。

「行政を動かすのは市民だ」と声をあげる住民。「条例ひとつにしても、どうせやるなら川崎市らしさを追求していこう」という行政の姿勢。両者の意識がかみあってこそ様々な先進的な制度が生みだされてきたのだ。かつて「公害の町」といわれた川崎市は、マイナスイメージを逆にバネに変えて、住民が「住みやすいと感じる町」へと変身してきている。

行政マンから一言

# わたしたちを鍛えるのも住民の権利です

長野県小諸市役所　土屋政紀

## 自分が変われば まわりが変わる

「あなたが変われば仕事が変わる」。ちょっと意味深なコピーは私の所属する長野県小諸市役所の自主研究グループ「ロマンアップこもろの会」がこの3月に開催した自主研究講座のタイトルです。「じゃあ『あなた』が変わらなかったらどうするの」という声もあり、今考えると「まず自分から」という意味で「私が変われば市役所が変わる」の方がよかったのかなとも思います。ともあれ私たちのグループは問題意識として「市役所はこれでいいのだろうか」というところからスタートしています。出雲市の岩國市長は従来の市役所のイメージとして「言われなければやらない。言われてもすぐやらない。言われなくなればやめてしまう」と講演されてます。また法政大学の松下圭一教授は「先進自治体」と「居眠り自治体」との間には30年の格差がついてしまっていると言っています。企業の寿命は30年と言われていますので、民間企業であれば居眠り自治体は倒産寸前というところでしょうか。こんな現状について「役所のレベルは市民のレベルの反映」とか、市民は「議員が変わらなくては」、といい、議員は「職員が変わらなくては」、そして職員は「市民が変わらなくては」と、ニワトリか

## ゴルフ場場外 ゴルフ場・場外馬券売り場をストップさせた市民の力

卵かというような議論がされますが、どこかからか始めなければ何も変わらないのではと思います。

## 住民が行政を動かした二つの事例

さて、私の身近で住民が行政を動かした（止めた）例を2件紹介します。最初は私の小諸市でゴルフ場建設を住民運動で止めさせたことです。バブル経済華やかなりし頃、日本全国リゾートブームで、小諸市でもリゾート法の指定を受け住友不動産によるゴルフ場計画が89年に浮上。それに対し「水の会」という市民運動グループが結成され反対運動を展開しました。この問題については私も市職員労働組合という立場で関わり、議論の場としてのシンポジウムの開催、水源ツアーの実施、市民アンケートの実施など、開かれた行政をめざすための市民への情報提供を行ないました（本誌91年1月号「ゴルフ場より心に自信を」のレポートを参照してください）

その後、市内の医師会の反対表明や計画地の下の水源から水道供給を受けている地区の区長さんたちの反対表明があり、事業主体の住友不動産が隣接の御代田町部分では計画撤退を明らかにしたのです。それを受けて、92年2月の4日、ついに市長選を控えた市長の断念の記者会見で幕切れとなりました。バブルの崩壊という経済情勢の変化もありましたが、ゴルフ場より水が大事という市民の声が市行政を動かしたのだといえます。

二つ目は、小諸の西隣りの望月町の場外馬券売り場設置をめぐる例です。望月町は平安時代に官牧が置かれ、旧暦8月15日の満月（望月）に京への駒引きがおこなわれたことに町名の由来があります。馬事公苑など馬にちなんだまちづくりを展開していますが、北佐久郡内で唯一過疎地域となっています。そんな望月町に昨年6月、群馬県競馬組合が高崎競馬の場外馬券売り場の設置を要請。以来半年余の町内論争がくりひろげられました。新聞に折りこまれた全戸配布チラシは賛成・反対・中立あわせて33枚におよんだとのことです。昨年は12月22日の町議会臨時会では議員提出の施設設置同意案を可決、反対議員提出の町長不信任決議案の上程を否決し、議会では勝負がついた形になりました。反対派は町長リコールの準備を進めようとしていた今年1月4日、役場の仕事始めの式で、突然の町長の「場外馬券売り場の設置要請は受け入れない」との発言で決着がつきました。

## 事なかれでなくガツンと事起し

この問題は過疎町村にとって活性化とは、豊かさとは何かを町民に問うものであり、「圧力が強くて反対と言えない」状況のなかから町民が徐々に署名や集会への参加で自分の意見を出しはじめ、世論となって町長の決断を促したのです。まさに、町政の民主化そのものだったといえます。反対運動に関わった人たちは現在は、計画中の役場庁舎の新築に町民の意見をとり入れるよう運動しています。

役所の担当職員としては一方では「事なかれ」「御身大切」の気持ちがあり、抗議としての住民運動を恐れているのが正直なところでしょう。

そのため役所で「市民参加」というときは、「安心できる」メンバーを役所の方で選出するというスタイルになりがちです。そして役所への「要望」と役所の「請負」という「御用聞き」型の参加に終わります。

一方「自治体職員」としての意識からは、これでいいのかという思いもあるのです。有力者の根まわしだけの参加でなく、ガツンとなぐられるような市民の声をきき、緊張感をもって、市民と意見を闘かわす、そんな参加（「協働」というべきでしょうか）も期待しているのです。そんなときのスタンスは「事なかれ」ではなく、むしろ「事起こし」だと思います。職員を鍛えるのは市民の権利の一つだと思います。

## フェイス・トゥ・フェイスで情報の共有を

最後に自治体活用学としてお知らせしたいのは、役所のもっている「情報」の利用です。情報といってもちろん機密に関するものや、個人のプライバシーに関するものは別ですが。役所は自治体の事務局としての国、県、他市町村、各種団体等々から様々な情報が集まるセンターとなっています。しかし、必ずしもその情報（たとえば各種の助成制度など）が、市民に届くように加工され、発信されることなく、役所のデスクの中に死蔵、退蔵されてしまっていることも多いのです。これらの情報に接するには職員との普段のフェイス・トゥ・フェイスのつきあいが必要です。（逆に職員は市民の中へとびこんでいく必要があります）情報が共有されれば「協働」することも容易になるのではと思います。

# こんな条例もある

各自治体には必ずいくつかの条例が制定されている。その中から最近制定されたものをいくつかひろってみた。なお、記事内の数字は①制定年月日②条例が生れた背景及び内容③罰則制度など④その機能状況や問題点⑤予算を表わす。**（この資料はアンケートにお答えいただいたものを編集部でまとめました）**

### 板倉町議会議員及び町長等の倫理に関する条例

（新潟県板倉町）

①昭和58年4月②昭和56年、小学校の建設に伴い収賄事件が発生し、全町は混乱した。これを再び繰り返すまいと、全会一致、議員発議で制定。毎年、議員、町長、助役、収入役の資産報告書を提出することによって、町政に対する町民の信頼を図ることが目的。報告する内容は不動産、債権、有価証券等の資産。前年度1年間の給与、利子、配当金等（5万円以上）。謝礼金及び贈与（1万円以上）。地位及び肩書。町民は資産報告書の閲覧及び調査請求ができる。④遠方の自治体からの関心が高いが、地元や近隣町村からの反響が薄い。

### 美しい星空を守る美星町光害防止条例

（岡山県美星町）

①平成1年11月②美星町は町の名に象徴される美しい星空を誇りに「星の郷づくり」にとりくんできた。生活に必要な照明を確保しながら、光害から美しい星空を守る目的の条例。夜空の明るさは自然の状態の一割を超えないよう（国際天文学連合によって勧告）、町は町立の天文台で夜空の明るさを測定する。また、水平以上に光を漏らさない遮光具の設